

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月8日

【会社名】 パイオニア株式会社

【英訳名】 PIONEER CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 社長執行役員 森谷 浩一

【本店の所在の場所】 東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコート

【電話番号】 03-6634-8777（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 川尻 邦夫

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコート

【電話番号】 03-6634-8777（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 川尻 邦夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2018年12月7日開催の取締役会において、当社の普通株式の併合（以下、「本株式併合」）を目的とする、2019年1月25日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）を招集することを決議したことについて、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、2018年12月7日付で臨時報告書を提出しましたが、本株式併合の効力発生日が確定したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定により本臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正内容】

訂正箇所は___罫で示しております。

(4) 本株式併合がその効力を生ずる日

(訂正前)

本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに本臨時株主総会における付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち金銭の払込みの方法による部分については、上記に加えて、本件第三者割当の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。

本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、2018年12月7日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下、「本株式併合効力発生日」）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

2019年3月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年3月31日とする。

2019年3月11日以降、2019年4月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年4月30日とする。

2019年4月11日以降、2019年5月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年5月31日とする。

2019年5月11日以降、2019年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年6月30日とする。

2019年6月11日以降、2019年6月30日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2019年7月31日とする。

(訂正後)

本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに本臨時株主総会における付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち金銭の払込みの方法による部分については、上記に加えて、本件第三者割当の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。

本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、2018年12月7日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下、「本株式併合効力発生日」）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しておりましたが、当該議案は、本臨時株主総会において、原案どおり承認され、また、2019年3月8日に本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されたことに伴い、本株式併合効力発生日は、2019年3月31日に確定しました。

以上